

1 あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について

(2) 障害福祉計画に関する事項(国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき設定)

項目	第6期計画の目標	進捗状況			評価・分析	今後の取組方針																																																
		現状	時点	進捗率																																																		
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行																																																						
①地域生活移行者数の増加	2019年度末から2023年度末における地域生活移行者数を142人とする。	地域生活移行者数 2020年度 27人 2021年度 26人 累計 53人	2021年度末	37.3%	2021年度の地域移行者は26人であり、内訳は自宅6人、アパート3人、グループホーム17人であった。地域移行が進まない要因として、現在、施設に入所している方の高齢化・障害の重度化が進んだ方が多いことなどが考えられる。 (参考)令和4年3月31日時点の施設入所者の状況 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>10代</td><td>20代</td><td>30代</td><td>40代</td><td>50代</td><td>60代</td><td>70代以上</td><td>計</td> </tr> <tr> <td>9人</td><td>124人</td><td>318人</td><td>890人</td><td>1,193人</td><td>765人</td><td>449人</td><td>3,748人</td> </tr> <tr> <td>0.2%</td><td>3.3%</td><td>8.5%</td><td>23.7%</td><td>31.9%</td><td>20.4%</td><td>12.0%</td><td>100%</td> </tr> <tr> <td>区分1</td><td>区分2</td><td>区分3</td><td>区分4</td><td>区分5</td><td>区分6</td><td>計</td><td></td> </tr> <tr> <td>72人</td><td>42人</td><td>392人</td><td>457人</td><td>855人</td><td>2,129人</td><td>3,748人</td><td></td> </tr> <tr> <td>1.9%</td><td>1.1%</td><td>2.5%</td><td>12.2%</td><td>25.5%</td><td>56.8%</td><td>100%</td><td></td> </tr> </table>	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	9人	124人	318人	890人	1,193人	765人	449人	3,748人	0.2%	3.3%	8.5%	23.7%	31.9%	20.4%	12.0%	100%	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計		72人	42人	392人	457人	855人	2,129人	3,748人		1.9%	1.1%	2.5%	12.2%	25.5%	56.8%	100%		地域での生活に関心がある方が、地域生活を具体的にイメージできるよう、グループホーム等を活用した体験事業や出前講座を実施するほか、障害がある方がどこで暮らすかを選択できるように意思決定支援を推進する。さらに、グループホーム整備促進支援による住まいの場の確保や、グループホームの世話人の確保等に取り組む。
10代	20代	30代	40代	50代		60代	70代以上	計																																														
9人	124人	318人	890人	1,193人	765人	449人	3,748人																																															
0.2%	3.3%	8.5%	23.7%	31.9%	20.4%	12.0%	100%																																															
区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計																																																
72人	42人	392人	457人	855人	2,129人	3,748人																																																
1.9%	1.1%	2.5%	12.2%	25.5%	56.8%	100%																																																
②施設入所者数の削減	2023年度末までの施設入所者削減数を61人とする。	①2019年度末時点の施設入所者 3,806人 ②2021年度末時点の施設入所者 3,748人 ①-②=58人	2021年度末	95.1%																																																		
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築																																																						
①地域における平均生活日数の増加	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。	地域平均生活日数(精神病床) 325.2日	2018年度末	-	国の「精神福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を元に目標値を定めており、国の分析結果(NDR)を元に状況を把握している。今後分析結果が示された時点で評価・分析を行う。	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会において対応策の検討等を行う。また、ピアサポーターによる精神障害のある人の地域定着支援をめざす。																																																
②1年以上長期入院患者数の削減	2023年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数を次のとおりとする。 精神病床における慢性期入院需要 (1) 65歳以上患者数 2,349人 [2020年度3,379人から1,030人減] (2) 65歳未満患者数 2,549人 [2020年度3,112人から563人減]	(1) 65歳以上患者数: 3,414人 [3,414人-3,379人=35人] (2) 65歳未満患者数: 3,043人 [3,043人-3,112人=△69人]	2021年6月末	-3.4%	新型コロナウイルス感染症の影響で外出や外出の機会が減り、地域移行のための準備が十分にはできなかったことが影響していると考えられる。	ピアサポーターが長期入院者に対し、オンラインで退院後の地域生活がイメージできる体験談を伝える等、地域移行の取組を工夫する。																																																
③精神病床における早期退院率の上昇	2023年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする。 (1) 入院後3か月時点の退院率: 69% (2) 入院後6か月時点の退院率: 86% (3) 入院後1年時点の退院率: 92%	(1) 入院後3か月時点の退院率: 69.4% (2) 入院後6か月時点の退院率: 85.0% (3) 入院後1年時点の退院率: 91.3%	2018年度末	-	国の「精神福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を元に目標値を定めており、国の分析結果(NDR)を元に状況を把握している。今後分析結果が示された時点で評価・分析を行う。	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会において対応策の検討等を行う。また、医療と福祉の連携に関する研修により医療関係者に早期退院の啓発を行う。																																																
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実																																																						
①地域生活支援拠点等の整備	2023年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する。	51市町村(39市町及び4圏域)等で整備	2021年4月1日	94.4%	2021年度末までに51市町村で整備済みであり、未整備は3市町(須須市、北名古屋市、豊山町)となっている。	未整備の市町については、障害保健福祉圏域ごとに配置している地域アドバイザーと連携し、障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて各市町村における取組状況を把握しながら、早期に整備が完了するよう働きかけていく。																																																
②地域生活支援拠点等の運用状況の検証等	各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	2021年度事業の運用状況に対する検証等の実施: 35市町(予定含む)	2021年度末	64.8%	2021年度事業の運用状況に対する検証・検討の実施状況は、2022年度に実施予定を含め35市町であり、未定等は19市町村となっている。	地域生活移行推進部会が作成した「地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討のための手引き」などを参考に、市町村において検討・検証が円滑に行われるよう、地域アドバイザーと連携し働きかけていく。																																																
4 福祉施設から一般就労への移行等																																																						
①福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加	2023年度における年間一般就労移行者数を1,736人とする。 就労移行支援事業所: 1,269人 就労継続支援A型事業所: 213人 就労継続支援B型事業所: 155人 その他: 99人	年間一般就労移行者数: 1,682人 就労移行支援事業所: 1,174人 就労継続支援A型事業所: 260人 就労継続支援B型事業所: 153人 自立訓練(機能訓練・生活訓練): 95人	2021年度	96.8% (全体)	一般就労移行者数は1,682人であり、2020年度の1,163人と比較し、4割以上増加している。これまで過去最多であった2019年度の1,364人と比べても2割以上増加しており、着実に目標人数に近づいている。特に、就労継続支援A型事業所では約2割増加しており、伸び率が高くなっている。	一般就労への移行等に関する相談窓口を設置するなど福祉施設の取組を支援するとともに、サービス管理責任者研修等を通じて支援の質の向上を図る。また、あいち障害者雇用総合サポートデスクの運営により、障害者の受入れから職場定着に関する相談まで、障害者雇用に取り組む企業を総合的に支援する。さらに、初めて障害者を雇う中小企業に対する異種独自の中小企業応援障害者雇用奨励金の支給による企業間の受入れ体制の支援や、企業と芸術的な才能がある若年障害者のマッチング事業の実施により、障害のある方の個性や能力に合わせた支援を行う。																																																
②就労定着支援事業の利用者数の増加	2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を7割とする。	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合: 約3.5割(287人/831人)	2021年度	49.3%	2021年4月～9月までに就労した者831人を母数とし、2021年度に就労定着支援事業を利用した者287人に対する事業利用率は約33.5割であった。今年度、就労定着支援事業の実態調査を通し分析を行う。																																																	
③就労定着支援事業所における就労定着率の向上	2023年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所を全体の7割以上とする。	就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所の割合: 約8.4割(68事業所/81事業所)	2021年度末	119.9%	就労定着支援事業所68事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所は68事業所であり、目標を上回っている。 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>3割未満</td><td>3割以上5割未満</td><td>5割以上7割未満</td><td>7割以上8割未満</td><td>8割以上9割未満</td><td>9割以上9割5分未満</td><td>9割5分以上</td><td>計</td> </tr> <tr> <td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>10</td><td>24</td><td>18</td><td>26</td><td>81</td> </tr> </table>	3割未満	3割以上5割未満	5割以上7割未満	7割以上8割未満	8割以上9割未満	9割以上9割5分未満	9割5分以上	計	2	0	1	10	24	18	26	81																																	
3割未満	3割以上5割未満	5割以上7割未満	7割以上8割未満	8割以上9割未満	9割以上9割5分未満	9割5分以上	計																																															
2	0	1	10	24	18	26	81																																															
5 障害児支援の提供体制の整備等																																																						
①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	(1) 2023年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 (2) 2023年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	(1) 29市町村(圏域設置含む)で設置 (2) 38市町村(圏域設置含む)で設置	2021年度末	53.7% 70.4%	未整備の市町村においては、圏域での整備を含めて検討中のところが多く、計画見直し時期を見据えて検討を行っている状況がうかがえた。	障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて各市町村における取組状況を把握しながら、障害児支援体制の構築を市町村に働きかけていく。																																																
②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	2023年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。	難聴児支援のための中核的機能としての協議会設置準備	2022年6月末	-	2022年2月25日に国が「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を示したところである。この方針の中で示された難聴児支援のための中核的機能としての協議会を2023年度中に設置するため、関係課室で必要な調整を行い設置の準備を進めている。	関係課室で構成員の候補や協議会の運営方法の検討を行い、2023年度中の協議会設置を目指す。																																																
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2023年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所それぞれについて、31市町村(圏域設置含む)で確保	2021年度末	57.4%	未整備の市町村においては、圏域での確保など検討中のところがある。	障害保健福祉圏域会議や市町村自立支援協議会などを通じて各市町村における取組状況を把握しながら、障害児支援体制の構築を市町村に働きかけていく。																																																
④医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	2023年度末までに、県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	県及び53市町村で医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	2022年4月現在	98.1%	コーディネーターの配置について、市町村に対し会議の場や通知により働きかけを行うとともに、コーディネーター養成研修を実施した。こうしたことから、県内のコーディネーター配置が進んだと考えられる。	引き続きコーディネーターの配置を市町村に対し働きかけるとともに、養成研修を実施することで、コーディネーター配置のさらなる充実を図る。																																																
6 相談支援体制の充実・強化等																																																						
相談支援体制の充実・強化等	各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	市町村における2021年度の実施体制は以下のとおり ○総合的・専門的な相談支援の実施体制: 有 46市町村(見込49市町村) ○地域の相談支援体制の強化 ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的指導・助言件数: 2,969件(見込321件) ・相談支援事業者の人材育成の支援件数: 900件(見込194件) ・相談機関との連携強化の取組: 816回(見込484回)	2021年度末	-	市町村の活動状況として、総合的・専門的な相談支援の実施体制は、実績が見込を回った。体制が整っていない市町村については基幹相談センターの設置や相談員の確保など体制強化に向けた調整等が行われている。地域の相談支援体制の強化については、いずれも実績が見込みを上回っている。	各市町村又は各圏域の相談支援体制の充実・強化の取組を推進するため、圏域ごとに設置した地域アドバイザーと連携し、相談支援体制に関する情報提供や助言等を行い、市町村の体制整備の支援を行う。また、相談支援従事者研修等において、相談支援専門員の質の向上を図る。																																																
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築																																																						
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	①障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員参加人数: 156人(見込185人) ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数: 113回(見込176回)	2021年度末	-	市町村の活動状況として、障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員参加人数及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用状況は、いずれも実績が見込みを下回った。	市町村の職員等に対する障害福祉サービス等に係る研修の参加の働きかけや、事業所に対する指導監督結果の共有、福祉サービス第三者評価制度等の活用により、障害福祉サービス等の質の向上に取り組む。																																																